

中国進出企業のためのPL(製造物責任)グローバル戦略(VI)

by NPO セフティマネジメント協会 専務理事 出崎 克

過去5回にわたり、様々な角度から中国進出企業のPL対策の重要性を述べてきました。今回は最終回ということで、その総まとめをしたいと思います。

製品品質法と消費者権益保護法の関係

1979年以降、段階的市場経済に移行した中国では、1980年代半ば頃にテレビの発火事件、食品中毒事件等、製品品質及び消費者保護に関わる様々な事故が発生しました。

これを踏まえて、1986年に民法通则122条に「製品の品質不合格により他人の財物、または人身に損害を与え

た場合には、製品の製造者及び販売者はその法的責任を負う」ことが規定されました。

その後1993年に「製品品質法」及び「消費者権益保護法」が公布され、更に2000年に「製品品質法」が改正、製品品質の行政管理及び行政責任が強化されました。中国のPL(製造物責任)法を理解するには、この二つの法律が重要となります。

現在の中国の製品品質、消費者権利保護の法律制度の枠組みは「民法通则」に始まり、「製品品質法」及び「消費者権益保護法」を中核とし、その周りを製品品質の監督管理、消費者権利保護に

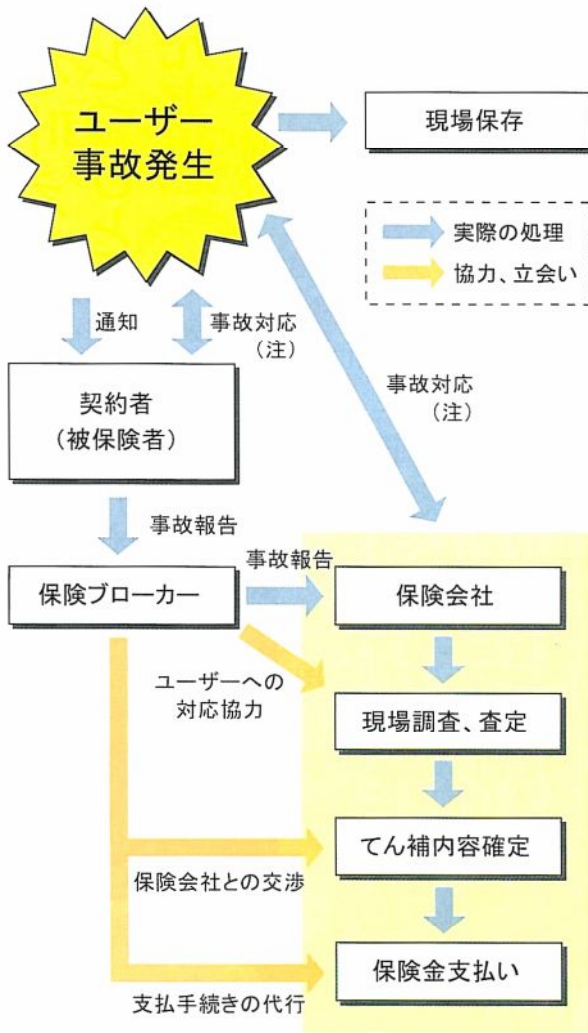
関わるその他分野の各種法律法規が固めるという構成でできています。

「製品品質法」で特に留意すべき点は、「販売者」も第一義的に製造業者と同様の責任を負わされることです。

また、「消費者権益保護法」に定める「消費者」とは、「個人の生活で消費するために商品を購入し、利用し、サービスを受ける自然人」と規定しており、企業等は「消費者保護法」上の「消費者」ではなく、「製品品質法」上の使用者とされています。

参考文献：2006年・JETRO日本貿易振興機構「中国における製造物責任と消費者紛争」

PL事故が発生した場合の事故処理の流れ



注：日本国内でPL事故が発生した場合、被害者との交渉当事者(保険契約者[被保険者])が保険会社の助言・協力を得ながら、解決に向けて被害者との協議を進めます。しかし、中国においては、一般的には保険会社と保険ブローカーが対応することになっています。従って、スムーズなクレーム解決には、PL保険に熟知した保険ブローカーや保険会社の選定が極めて重要なポイントの一つとなります。

日系企業の中国におけるPL
対策の問題点

△まずPL保険への加入を！▽

中国に進出する中堅・中小の日系企業において、特に目につくのは、PL保険を手当していない企業があまりにも多いということです。

それは

① 先ず現地生産を軌道に乗せる事が

最優先

② 中国において未だユーザーや消費者に

さほどPLの意識は無いだろうと

いう錯覚

③ 中国の保険ブローカーや保険会社を

良く知らない等、様々な理由が考

えられます。

しかし、自社の大切な製品が販売され、誰にどのように使われるか不明瞭ななかで、万が一事故が起きたときにどう備えるか。例えば日常生活において、日本では自動車保険に入らない人がほとんどいないように、特に製造業においては、言うまでもなく、まずPL保険への加入が必要と言えます。

またその際、コストダウンや予防対策のアドバイザーとして、PL保険に強い保険ブローカーをどう選ぶかが、大変重要であります。

△本社トップおよびPL委員会と
直結したPL体制の確立を！▽

中国進出企業のPL対策において多く見られるのは、現場と本社PL委員会、もしくは経営トップとの連絡や連携が極めて不足していることです。

言うまでも無く、PLリスクは企業経営の根幹に関わるリスクであり、全社を挙げての認識と対応が重要です。現場での苦勞は十分わかります。しかし、本社に投げかけなければ何も起こりません。

日本本社にPL委員会や製品安全委員会があるのに、もし中国の工場に無いとしたら、万が一訴訟が起こった場合に、その事実だけで企業責任を問われる恐れがあります。

製品安全対策にかかる費用は、製品コストであるという認識が必要であり、そのコストをいかに下げるかも企業として重要な課題です。

そして、日本のPL法の精神をベースに、中国現法と日本本社との連携による、世界的な視点でのPL対策の構築が必要となります。

リスク対策は万全ですか？

株式会社キャプテン

代表者：出崎 克

所在地：〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-1-11

ビルックス茅場町4階

TEL：03-5614-4755

FAX：03-5614-4477

設立：1986(昭和61)年4月17日

<http://www.captain-inc.com/>

個人向けも含め保険の
総合コンシェルジュサービスを
ご提供しています。

